

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和54年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、54年9月から55年9月までは11万8,000円に、同年10月から56年3月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から56年4月1日まで

私は、昭和54年9月1日からA社B営業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が56年4月1日になっていることに納得できない。

申立期間の給料明細書を提出するので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立ての事業所における給料明細書及び雇用保険の加入記録、申立ての事業所から提出された年金台帳により、申立人が申立期間にA社B営業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料明細書の総支給額及び控除保険料から昭和54年9月から55年9月までは11万8,000円に、同年10月から56年3月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立てどおりの届出(資格取得)を行ったかどうかは不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)は当該届を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険

事務所への資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの期間に係る保険料について納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1173 (事案 927 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、実母からの勧めもあり、昭和 51 年 12 月に結婚してから国民年金に加入したと思う。

当時は、A 町自治会の班の幹事が、毎月、自治会費や水道代などと一緒に国民年金保険料の集金を行い、月末に自治会が集約して、自治会が作成した領収書に領収印を押してもらっていた。自治会に納めていれば、保険料の納付記録も適正に管理されるものと思っていた。

今回、以前に自治会の厚生部長をしていた方から「昭和 57 年度国民年金保険料預り票」及び「保険料取りまとめ払込書ならびに領収書」の写しをもらった。その預り票の名簿に同じ班の方が自治会の集金で保険料を納付したと記録されているが、本人は自治会の集金では保険料を納付しておらず B 市役所 C 支所で直接納付したと言っている。

私の国民年金保険料は、その方の名前で納付したことにされていたのではないかと。当時、自治会に納付していた人には、市役所からの個人の領収証は無く、市役所は自治会の合計額と人数が合えば領収したと聞いた。

また、当時同じ班で幹事をしていた方が私の家にも保険料の集金に行っていたことを証言しても良いと言われた。

昭和 61 年 3 月までの保険料を工面して支払ってきたのに、納付記録が無いのはどうしても納得いかないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者として資格取得していることが、申立人の所持する年金手帳及び B 市の申立人に係る国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間

であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から、昭和 61 年 5 月上旬から 8 月末までの間に払い出されたものと推測されるとともに、申立人は、昭和 51 年 12 月に結婚後、住所を A 町内で移動しているが、同一町内であり、姓名に変更がないことから、申立期間において申立人に別番号が払い出されたことは考え難いこと、iii) 申立人は結婚後に国民年金の加入手続を市役所で行った記憶は無いとし、申立期間に年金手帳が交付された記憶も無いとしているが、B 市国民年金担当課では、国民年金の資格取得手続について、本人が市役所で手続を行う必要があり、加入手続がなされた後に市役所から各自治会に被保険者名簿を渡して、集金を依頼していたとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにあたり、改めて確認したところ次のとおりの状況が見られ、112 月の長期にわたり、自治会の集金において誤りがあったとは考え難い。

- 1 B 市における自治会による国民年金保険料の集金に係る事務処理の流れから、国民年金に加入した記録の無い申立人に納付書が発行されることは無く、仮に発行されていたのであれば、申立人名の金融機関の領収証が発行されることとなり、自治会の集金担当の班の幹事(毎年交代)及び担当役員(厚生部長)が、申立期間のうち約 5 年以上を、申立人が主張するように同じ班の「D」と申立人の記録を取り違えて管理していたとは考え難い。
- 2 申立人が挙げる「D」は昭和 52 年 4 月から A 町自治会 E 班に所属しているが、申立人が E 班に所属したのは、昭和 55 年 8 月以降であり、後で所属した申立人が同じ班の「D」と誤って記録されていたとは認めがたい。
- 3 申立人は、申立期間のうち昭和 51 年 12 月から 55 年 7 月までは、A 町自治会の別の F 班に所属し、申立人が当該班の幹事をしているときに「国民年金保険料の集金リスト」に自分の名前もあり、保険料を自治会の集金により納付したとしているが、当時の納付に関する関連資料は無い。
- 4 「D」本人は「自分は A 町自治会の集金により国民年金保険料を納付したことはなく、B 市役所 C 支所に直接出向き、現金で納付していた。」と供述しているが、B 市役所では「当時、B 市役所の各支所では国民年金保険料の受付・収納は行っていない。」としている。
- 5 B 市の「D」の国民年金被保険者名簿には「区」「自治会」「班」の記載欄に記載があり、A 町在住時には自治会の集金により保険料を納付していたことがうかがえる。

なお、同名簿には「個人扱い」との記載もあり、A 町に転入したのが昭和 52 年 4 月 25 日であることから、転入当初は自治会による集金による納付ではなく、自身が銀行等で納付していたこともうかがえることから、納付方法について記憶が曖昧になっている可能性がある。

- 6 申立人が自治会で納付していたと証言する当時同じ班の「G」の供述については、申立人と同じ班の申立人の母親に国民年金保険料の納付記録がある

ことから、母親と混同している可能性がある。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が国民年金被保険者として、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

昭和45年3月に私が大学を卒業した後に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、私の結婚式の日である48年6月*日に資格喪失の届出を行った。

昭和56年8月に再加入した際にそのことを知ったが、すでに父親は亡くなっており詳しい事情を聴くことができなかった。

申立期間の保険料を父親が支払ってくれていたはずなのに、保険料が未納と記録されているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月に申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、57年2月か3月頃に払い出されたものと推測され、申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できることから、この時期に加入手続を行い、資格取得日を56年8月1日とするとともに大学を卒業した時期の45年4月1日を強制加入したものと併せて記録したと推測される上、上記払出し時点では、制度上、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親及びその母親はすでに死亡しており、供述は得られない。

さらに、申立人は申立期間にはA市が住居地であり、この間、転居及び氏名変更は無く、国民年金手帳記号番号払出簿の調査及びオンラインシステムによる氏名検索によっても、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 1175 (事案 519 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 4 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月から平成 4 年 1 月まで

私は、60 歳になった時に国民年金に任意加入し 65 歳になるまで保険料を納付したが、申立期間の保険料が未納と記録されており納付できない。

今回、申立期間当時の保険料納付を記録していた資料が見つかったので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間に任意加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無いこと、ii) 申立期間の国民年金保険料を 60 歳から任意加入して最初に 3 か月分の保険料を納付したとしているが、A 市の電算記録及び社会保険庁(当時)のオンライン記録により、平成 4 年 2 月 21 日に任意加入し、同年 4 月 23 日に 3 か月分(平成 4 年 2 月から同年 4 月まで)の保険料を納付していることが確認できること、iii) 申立期間は国民年金の未加入期間とされており、保険料を納付できない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について保険料を納付したことを示す新たな資料として昭和 63 年 4 月から平成 5 年 1 月までの国民年金保険料の納付を示す自筆の記録を提出したが、納付年月日及び納付した保険料額等の具体的な記載が無い。また、オンライン記録によると 4 年 2 月から同年 4 月までの保険料については同年 4 月 23 日に納付と記録されているが、申立人から提出された資料では同年 2 月及び 3 月分は 3 か月納付、同年 4 月分は毎月納付の記載となっており、オンライン記録と相違していることから、当該資料により申立期間の保険料納付を確認することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を3か月ごとに市役所の窓口で納付していたとしているが、記憶が曖昧で具体的な供述は得られない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2024 (事案 314 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月頃から同年 12 月頃まで

平成 20 年 2 月に、社会保険事務所 (当時) に A 社に係る厚生年金保険の年金記録確認の申立てを行ったが、20 年 11 月に年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

このため、自分の記憶を整理し、新たな関連資料は無いが、前回とは申立期間が違うこと及び社長は「B」姓であることを思い出したので、再度、年金記録確認の申立てを行うことにした。

勤務したのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間の申立てについては、i) 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無いこと、ii) 申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間を含む昭和 34 年 4 月 3 日から 36 年 12 月 1 日までの期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無いこと、iii) 申立人の面接を担当したとする者は既に死亡しており、申立人が記憶する同僚については特定できないため、申立人の勤務実態や保険料控除を裏付ける供述を得ることができないこと、iv) 申立ての事業所の従業員の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日を整理した被保険者台帳には申立人の名前は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てを受け、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を改めて確認したが、今回の申立期間を含む昭和 33 年 2 月 5 日から 36 年 12 月 1 日までの期間の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、申立期間に申立ての事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚 11 人に照会したが、回答のあった 4 人の中に申立人を記憶しているものはいない。

さらに、申立人は、前回の申立てでは「B」は同僚としており、今回の申立てで「社長はBだった」としているが、申立ての事業所では、「過去にBという姓の方が社長になったことは無い。」と回答しており、C法務局が保管する商業登記簿の役員の記載においても当該姓は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、今回の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 6 月 10 日から 21 年 4 月 1 日まで

亡き夫は、昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで A 社の厚生年金保険被保険者となっているが、夫が記載した履歴書によると、夫は 16 年 5 月 15 日に同社を退社し、同年 6 月 10 日から 19 年 2 月 1 日まで軍隊輸送船に B 員として乗船、19 年 5 月 15 日 C 軍入隊、20 年 8 月 20 日復員、21 年 1 月 10 日 D 会復籍、E 社に入社と記載されている。

また、夫の年金記録は、平成 22 年 10 月に訂正されたもので、訂正前の記録では、昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までの期間において A 社の厚生年金保険の記録と F 社の船員保険の記録が重複していたことからみて、夫の記録とされている A 社の厚生年金被保険者の加入記録は別人のもので、申立期間において夫は厚生年金被保険者ではなく、D 会に所属する船員保険被保険者だったのではないかと思うので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の代理人が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載したとする履歴書には、昭和 16 年 6 月 10 日から 19 年 2 月 1 日まで軍隊輸送船に B 員として乗船していたと記載されているところ、G 社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票には、申立人本人に下船時期を照会した上で記載されたとみられる「H 丸 18 年 12 月下船」のメモ書きや「昭和 16 年より H 丸まで臨時として数多くの船に乗っているが詳細不明」の記載がある上、同社が保管する被保険者期間履歴票及び国の船員保険被保険者台帳、I 社に係る船員保険被保険者名簿に、船舶名 H、18 年 6 月 1 日資格取得、同年同月 5 日資格喪失の記録がある（1 か月未満であるため、船員保険の被保険者期間に算入されない。）ことから、申立人が申立期間の一部において、

船で仕事に従事していたことがわかる。

しかしながら、A社の後継事業所であるJ社が保管する申立人に係る厚生年金保険資格喪失届から、A社は、申立人について、昭和22年5月3日資格喪失の届出を行ったことが確認でき、同社に資格取得届出書は保管されていないものの、厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録では申立人の資格取得日は厚生年金保険の制度発足時である17年6月1日となっており、事業主から資格取得の届出が無い限り、国が申立人の被保険者名及び資格取得日を記録することは考え難いことから、申立人のA社に係る厚生年金保険の訂正前の加入記録（昭和17年6月1日資格取得、22年5月3日資格喪失）は、事業主の届出に基づくものであったと推認できる。

なお、申立人のA社の資格喪失日が船員保険の被保険者であった期間と重複する昭和22年5月3日となっている点については、L省が作成した申立人に係る軍歴証明書から、申立人は、19年5月15日から20年9月1日までC軍に入隊していたことが確認できるところ、旧厚生年金保険法では、陸海軍に徴集又は応召された被保険者については、19年10月1日から22年5月2日までの期間の厚生年金保険料が免除される旨が規定されており、A社における申立人の22年5月3日の資格喪失は、これに合わせたものと推察される。

また、L省が保管する履歴原票（C軍）の写しによると、申立人がC軍に現役編入される前の職業欄には「K員」の記載がある。

さらに、I社、F社等の後継事業所であるG社が保管する申立人に係る船員保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和21年4月1日となっており、この資格取得日は、国の船員保険被保険者台帳、船員保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致する。

加えて、申立人が記載したとする履歴書によると、昭和16年6月10日から19年2月1日まで軍隊輸送船にB員として乗船と記載されているのみで、船舶所有者、船舶名が不明であり、申立人が申立期間当時に乗船していた船舶所有者（H丸のI社を除く。）を特定することができない上、17年4月から25年3月まで国の代行機関として船員及び船舶の一元的な管理を行っていたとされる船舶運営会は既に解散し、当時の資料は保管されていないため、申立人の申立期間における船員保険料の控除の事実を確認することができない。

このほか、申立期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。